令和８年（フ）第７７１０号
東京都板橋区徳丸２丁目24―11―202
債務者　渡邊　聖蘭
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　達明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３２号
東京都中野区上高田４丁目３－１―403
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長森　　亨
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６１号
東京都杉並区荻窪１丁目41―25―305　都営荻窪一丁目第２アパート
債務者　伊藤　眞弓
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角元　洋利
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６４号
東京都大田区上池台５丁目30－６　パンドール上池台Ｂ棟201
債務者　福岡　眞考
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　弘之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９５号
東京都練馬区石神井台４丁目14―23―102
債務者　斉藤　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　永治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４号
新潟県上越市西本町２丁目５番６号、住民票上の住所新潟県上越市浦川原区上柿野517番地
債務者　宮川　　聡
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　聡
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１６７６号
千葉県市川市妙典３丁目９番23―307号（Ｐａｉｒ　ＦＬＡＴ）
債務者　須永　直希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　康孝
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３５号
千葉市花見川区天戸町1328番地５　プレジール花島公園Ⅰ　202号
債務者　三吉　湧斗
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　悠介
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４５号
千葉県船橋市大穴南５丁目14番17号
債務者　齊藤　　力
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　千鶴
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８０１号
千葉県船橋市咲が丘４丁目16番13号
債務者　羽賀　瑞樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　修太
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５２４５号
大阪市東住吉区矢田１丁目12番17―501号
債務者　羽生也寸志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　長武
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２５号
宮崎県小林市真方437番地17
債務者　岩倉　聡央
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　直哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５５７１号
大阪市浪速区稲荷１丁目10番16号
債務者　奥野　有香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　健一
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５９０号
大阪府門真市島頭４丁目５番２号
債務者　松山　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布浦　　直
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８８７号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番３－404号
債務者　園川　哲司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４２３号
静岡県浜松市浜名区細江町小野450番地
債務者　萩野　　大
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４３４号
静岡県浜松市中央区本郷町268番地の５　ニューヤマジ102
債務者　コウト　ワンデルレイこと　ダ　シルバ　コウト　ワンデルレイ（ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＣＯＵＴＯ　ＷＡＮＤＥＲＬＥＩ）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係